

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

1 家庭的保育事業等とは

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業（地域型保育事業）で、市町村の地域型保育給付費の支給対象として、多様な施設や事業の中から、利用者が選択できる仕組みです。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業で、定員数や保育の実施場所等によって下記の表のとおり4つに分類されます。

事業	概要	定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。	1～5人
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下、多様なスペースできめ細やかな保育を実施する。 ①A型：保育所分園に近い類型 ②B型：A型とC型の間隔的な類型 ③C型：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型	6～19人
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、利用する保護者・子どもの居宅で1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。	-
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所その他様々なスペースで実施する。	-

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

子ども・子育て支援新制度では、施設・事業が給付による財政支援の対象となるため、認可を受ける必要があります。家庭的保育事業等の場合は、市町村が認可権者となります。

認可の基準は、国の定めた「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」をもとに、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って市町村が条例で定めることとされています。

	従うべき基準	参酌すべき基準
意味	条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
異なるものを定める場合	従うべき基準の範囲内であることについて説明責任がある。 基準の範囲を超える場合は、違法となる。 ただし、最低基準とされている場合は、上回ることは可能	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任がある。参酌する行為を行わなかった場合は、違法となる

(1) 家庭的保育事業

項目	国基準		区分
保育従業者	○家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ○家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者		従
職員数	0～2歳児 3：1（家庭的保育補助者を置く場合5：2）		従
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室 1人3.3㎡保育を行う専用居室 （部屋自体は9.9㎡以上が必要）	参
	その他	便所	
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭※付近の代替地可1人3.3㎡（2歳児）	
給食	給食	自園調理（調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員（保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可） ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定		参
耐火基準	火災報知器・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期的実施		参
連携施設	連携施設の設定が必要（5年間の経過措置あり）		従
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		従
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと		参

(2) 小規模保育施設

①小規模保育施設（A型）

項目	国基準		区分
保育従業者	保育士 ※0～2歳児を4人以上受け入れる場合、保健師又は看護師1人に限り保育士とみなすことができる。		従
職員数	○以下の配置に加え1人配置すること 0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1		従
設備・面積	保育室等	0歳児・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人1.98㎡	参
	その他	便所	
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
給食	給食	自園調理（調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定		参
耐火基準	・保育室等を2階以上に設ける場合については、 ①耐火建築物又は準耐火建築物、②乳幼児の転落防止設備 ・消火器及び非常警報器具 ※保育所に準じた上乗せ規制		参
連携施設	連携施設の設定が必要（5年間の経過措置あり） ①食事の提供、②嘱託医による健康診断等、③屋外遊戯場の利用、④合同保育、 ⑤後方支援、⑥行事への参加、⑦卒園後の受皿		従
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		従
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと		参

②小規模保育施設（B型）

項目	国基準		区分
保育従業者	1 / 2 以上保育士 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師1人に限り保育士とみなすことができる。 ※保育士以外には必要な研修を実施		従
職員数	○以下の配置に加え1人配置すること 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1		従
設備・面積	保育室等	0歳児・1歳児 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児以上 保育室 1人 1.98㎡	参
	その他	便所	
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
給食	給食	自園調理（調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定		参
耐火基準	・保育室等を2階以上に設ける場合については、 ①耐火建築物又は準耐火建築物、②乳幼児の転落防止設備 ・消火器及び非常警報器具 ※保育所に準じた上乘せ規制		参
連携施設	連携施設の設定が必要（5年間の経過措置あり） ①食事の提供、②嘱託医による健康診断等、③屋外遊戯場の利用、④合同保育、 ⑤後方支援、⑥行事への参加、⑦卒園後の受皿		従
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		従
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと		参

③小規模保育施設（C型）

項目	国基準		区分
保育従業者	○家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ○家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者		従
職員数	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合5：2）		従
設備・面積	保育室等	0歳児・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室 1人3.3㎡	参
	その他	便所	
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
給食	給食	自園調理（調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定		参
耐火基準	・保育室等を2階以上に設ける場合については、 ①耐火建築物又は準耐火建築物、②乳幼児の転落防止設備 ・消火器及び非常警報器具 ※保育所に準じた上乘せ規制		参
連携施設	連携施設の設定が必要（5年間の経過措置あり） ①食事の提供、②嘱託医による健康診断等、③屋外遊戯場の利用、④合同保育、 ⑤後方支援、⑥行事への参加、⑦卒園後の受皿		従
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		従
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと		参

(3) 居宅訪問型保育事業

項目	国基準	区分
保育従業者	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	従
職員数	0～2歳児 1：1	従
設備・面積	事業の特性を踏まえ設けない	参
給食	保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本	従
保育時間	1日につき8時間を原則 ※保護者の状況を考慮し事業者が設定	参
耐火基準	保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえて、基準の設定なし	参
連携施設	連携施設の設定は一律には求めない (障害や疾病のある子どもを保育する場合は、支援を受けられるよう設定)	従

(4) 事業所内保育事業

項目	国基準		区分
保育従業者	<p>【定員20名以上】保育士</p> <p>【定員19名以下】保育士※1/2以上</p> <p>※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師1人に限り保育士とみなすことができる。</p> <p>※保育士以外には必要な研修を実施</p>		従
職員数	<p>【定員20名以上】</p> <p>0歳児 3:1</p> <p>1・2歳児 6:1</p> <p>3歳児 20:1</p> <p>4・5歳児 30:1</p> <p>【定員19名以下】</p> <p>・以下の配置に加え1名を配置すること</p> <p>0歳児 3:1</p> <p>1・2歳児 6:1</p>		従
設備・面積	保育室等	<p>【定員20名以上】</p> <p>0・1歳児 乳児室1人1.65㎡又はほふく室1人3.3㎡</p> <p>2歳児以上 保育室1人1.98㎡</p> <p>【定員19名以下】</p> <p>0・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡</p> <p>2歳児以上 保育室1人1.98㎡</p>	参
	その他	便所	
	屋外遊戯場	<p>満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上</p> <p>※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む</p>	
給食	給食	<p>自園調理(調理業務委託及び連携施設等からの搬入可)</p> <p>※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設病院含む</p>	従
	設備	<p>【定員20名以上】</p> <p>調理室</p> <p>【定員19名以下】</p> <p>調理設備</p>	
	職員	<p>調理員</p> <p>※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる</p>	
保育時間	<p>1日につき8時間を原則</p> <p>※保護者の状況を考慮し事業者が設定</p>		参

項目	国基準	区分																								
耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室等を2階以上に設ける場合については、 <ul style="list-style-type: none"> ①耐火建築物又は準耐火建築物、②乳幼児の転落防止設備 ・ 消火器及び非常警報器具 ※保育所に準じた上乗せ規制	参																								
連携施設	【定員19名以下】 保育内容の支援に係る連携施設の設定が必要 （従業員の子ども）必ずしも求めない （地域枠の子ども）卒園後の受け皿に係る連携施設の設定が必要 （経過措置あり）	従																								
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	従																								
地域枠の子どもの受け入れ	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 887 834 931">定員区分</th> <th data-bbox="834 887 1214 931">地域枠の定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 931 834 976">1～5名</td> <td data-bbox="834 931 1214 976">1名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 976 834 1021">6・7名</td> <td data-bbox="834 976 1214 1021">2名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1021 834 1066">8～10名</td> <td data-bbox="834 1021 1214 1066">3名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1066 834 1111">11～15名</td> <td data-bbox="834 1066 1214 1111">4名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1111 834 1155">16～20名</td> <td data-bbox="834 1111 1214 1155">5名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1155 834 1200">21～25名</td> <td data-bbox="834 1155 1214 1200">6名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1200 834 1245">26～30名</td> <td data-bbox="834 1200 1214 1245">7名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1245 834 1290">31～40名</td> <td data-bbox="834 1245 1214 1290">10名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1290 834 1335">41～50名</td> <td data-bbox="834 1290 1214 1335">12名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1335 834 1379">51～60名</td> <td data-bbox="834 1335 1214 1379">15名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1379 834 1424">61名以上</td> <td data-bbox="834 1379 1214 1424">20人</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	地域枠の定員	1～5名	1名	6・7名	2名	8～10名	3名	11～15名	4名	16～20名	5名	21～25名	6名	26～30名	7名	31～40名	10名	41～50名	12名	51～60名	15名	61名以上	20人	参
定員区分	地域枠の定員																									
1～5名	1名																									
6・7名	2名																									
8～10名	3名																									
11～15名	4名																									
16～20名	5名																									
21～25名	6名																									
26～30名	7名																									
31～40名	10名																									
41～50名	12名																									
51～60名	15名																									
61名以上	20人																									